

平成 24 年度（1 月）  
紀の国森づくり基金運営委員会  
議 事 録

開催日時 平成 25 年 1 月 30 日（水）  
14:00～16:40  
開催場所 和歌山県自治会館  
3 階 304 会議室

平成24年度（1月）  
紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 平成25年1月30日（水）14:00～16:40

2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 304号室

3 出席委員

大浦 由美 委員

岡本 賢司 委員

坂下 裕美 委員

寒川 歳子 委員

谷関 俊男 委員

中西 重裕 委員

橋本 卓爾 委員

計7名

4 県関係出席者

農林水産部 部長 増谷 行紀

森林・林業局 局長 佐々木 智章

林業振興課 課長補佐 大塚 康史

森林整備課 課長 豎 一宏

主幹 植本 虎男

総括課長補佐 田中 和男

主査 太田 和樹

副主査 山崎 直哉

副主査 宮崎 徳生

# 平成25年度（1月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：平成25年1月30日（水）14：00～16：40

場所：和歌山県自治会館 3階 304会議室

開 会 14時00分

■委員長

委員の皆様、お忙しい中ご臨席下さいましてありがとうございます。  
まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づきまして、本日の議事録署名者を私の方から指名させていただきます。■委員さんと■委員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは次第に基づきまして議事に入りたいと思います。議題の第1番目でございますが、紀の国森づくり基金活用事業の見直し案と平成25年度の事業概要につきましてを議題といたします。それでは当局の方からご説明よろしく申し上げます。

田中総括課長補佐

それでは、議事の1番目、紀の国森づくり基金事業見直し案と平成25年度の事業概要について説明します。

紀の国森づくり基金活用事業につきましては、昨年7月に不正事案が発覚し、関係者への聞き取りや事業が採択がされた当時の状況などを調査するなかで、事業の問題点も明らかになりました。これにつきまして、制度の改善策を検討したので説明します。紀の国森づくり基金活用事業の主な改善策として9項目を挙げています。

まず、1番の事業実施場所につきましては、「森をつくる・まもる」事業において2条森林、立木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹となっていました。範囲が広すぎるということから、森林整備等のハード事業の対象地域を制限いたします。具体的には、通常5条森林といわれている地域森林計画対象森林又はそれに編入可能なエリアに限定させていただきます。ただし、森林公園及びそれに類する場所、竹林対策が必要な場所については、例外として対象とします。

次に、2番目ですが、複数団体が協力して行う事業の取り扱いについては、独自性を持ち経理が別であれば別事業として採択してききましたが、実質的に同じと見なされる事業については、1事業として取り扱います。

3番目は、他事業で実施可能な事業の採択です。現状、他の補助事業と重複しなければ採択していましたが、他事業の事業メニューを確認しまして、公募事業の申請内容が実施できる事業があれば認めないということです。

4番目、市町村につきましては、現状、公募事業で県が取り組む施策の両方の事業に応募が可能でありましたが、市町村は公募事業の対象としません。なお、現在まで市町村が実施してきた事業、地域参加型の森林整備や森林公園等の整備、森林・林業教育につきましては、県が取り組む施策の補助事業として実施できるように考えています。

5番ですが、事業実施場所の変更について、運営委員の意見を聞いたうえで変更で処理をしてきませんが、場所の変更は事業の根幹に関わるため、体験学習とか森林教室などを除き、森林整備等の場所の変更は認めません。すなわち、変更が必要となった場合は、新たな募集時に、新規

として取り扱います。

6番目は、事務局の姿勢です。県は必要があれば意見を述べる事が可能となっていました。県は事実説明に徹することとします。

7番目は事業内容ですが、現状では、事業の趣旨に合うハード事業は認定してきました。この部分について、公募事業においては、ハード事業を森林整備、植栽、間伐、整理伐、下刈りに限定します。

次に8番目は、市町村を含む実行委員会の取り扱いです。現在は市町村が参画した実行委員会等は1千万までとなっていますが、団体の補助上限額と同じ200万円とします。

最後に9番目、苗木等の事業費の単価等について制限はありませんでしたが、補助対象となる苗木本数について上限値を設定します。それから、地ごしらえ等の主な工種の委託費の単価についても上限を設けます。

それから、県が取り組む施策も、1、3、5、9番の改善策に準じていきます。

詳細な平成25年度の公募と県が取り組む施策の見直し内容ですが、公募事業から市町村を対象外としましたので、現在まで実施してきた森林整備だとか公園整備は県が取り組む施策の中の市町村の森づくりを拡充して、市町村参加型の森林整備及び整備した森林の保育、森林公園の整備等の事業が実施できるよう考えています。また、市町村に対する森林体験学習等につきましても、県が取り組む施策の中の緑育関係を活用し、市町村、小中学生を対象とした森林・林業教室、森林体験等が出来るよう考えています。

また、公募につきましては先ほど説明したとおりです。

続いて平成25年度紀の国森づくり基金活用事業ですが、森林を取り巻く問題点ということで、人工林の手入れの放棄、カシノナガキクイムシによるナラ枯れが拡大、貴重な生態系を持つ森林の保全が挙げられます。その対策としまして、間伐対策の推進、ナラ枯れ等の被害拡大の防止、公有林化の推進による保全を行っていきます。

それでは、平成25年度紀の国森づくり基金活用事業の予算要求の概要について説明します。

まず公募事業は、平成24年度は市町村と団体合わせて9千万円の予算でしたが、平成25年度につきましては民間団体のみということで、平成19年から平成24年度の民間団体の平均額程度を要求してございます。

それから、県が取り組む施策について説明します。

森林環境保全林整備は、間伐対策、里山整備、竹林対策があり、間伐対策は定額による切り捨て間伐の実施、里山整備はカシノナガキクイムシ対策などの予防伐採、そして竹林対策を要望しています。

市町村の森づくりは、先ほど説明したとおり、公募事業で実施していた市町村の森林整備等が移行してきますので、市町村が主催する市町村参加型の森林整備づくり及びその保育、市町村がふれあう森林公園等の整備ということで要望してございます。

次に、森林の公的管理推進につきましては、昨年度より増額して要望しています。

緑育関係も、市町村実施してきた事業が移行してきますので、小中学

生等の森林・林業教室や体験学習、指導者の養成と併せて市町村が行う森林・林業体験、それから小学生等を対象に苗木のスクールステイを実施します。

普及啓発事業は、運営委員会やわかやま森林と樹木の日記念イベント、森林景観づくりは、郷土樹種を加害する森林病害虫の防除並びに郷土樹等の苗木の育成を実施いたします。

それから、森林被害調査として、ニホンジカによる森林被害が甚大であるため、昨年に引き続き造林地等のニホンジカの森林被害調査及びニホンジカの生息密度調査を実施し、野生鳥獣と共存できる総合的な防除方法等の検討を行います。

自然ふれあいウォーキングは、熊野古道稲葉根王子から続く自然遊歩道の整備ということで、案内板の設置、併せて森林ウォーキングの開催を行います。

最後に護摩壇山森林公園保全ですが、獣害防止ネットの設置によりシカの食害を防止し、自然植生の回復により森林を保全していくという事業でございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしく申し上げます。

委員長

ありがとうございました。今の議案1に関する内容につきまして、なにか質問や意見はございますか。

委員

本年度から森林環境保全林整備事業で追加となった里山整備は、具体的にどのような事業が対象となるのでしょうか。

田中総括課長補佐

現在、カシノナガキクイムシの被害が、南の方から北上してきており、田辺市、上富田町ぐらいまできています。このようなカシノナガキクイムシの蔓延を防止するなどの目的から、通常、ナラ類の木、ウバメガシやコナラなどの大径木が被害を受けますので、それらの予防伐採になります。具体的には、市町村が事業主体となり、伐採にm3当たり3万円を助成する事業内容です。

委員

ハード事業は森林整備に限定するとしたわけなんですけども、以前認めていた趣旨にあうハード事業とは、例えばどのようなものがありますか。また、限定した理由はということなんですか。

田中総括課長補佐

公募事業におけるハード事業については、森林整備以外に、例えば木工製品を持ってきて、据えて終わりといった事業もありました。やはり森づくり基金ですので、森とふれあいして頂きたいという考えから、除かせて頂きました。

委員

苗木の本数について上限値を設定するということなんですけども、これは苗木が多く必要な場合に、上限を用いて、そこまでしか補助しませんという考え方ですね。別に苗木の単価をいうものではないのですね。

田中総括課長補佐

資材費の苗木につきましては、記念植樹であれば1本あたり1万円ま

佐

で、それ以外は1本あたり2千円を上限とする項目がございます。その中で、超密植の事業を否定するわけではありませんが、やはり無制限となると、1haあたり苗木代だけで何千万となりますので、この本数を決めようということです。これについては、市町村森林整備計画の中で植樹の本数というのをそれぞれの市町村が決めていますので、それを越える部分については、自己資金でお願いしたいということです。なお、単価の制限につきましては、上限の項目がありましたので、団体には正確な見積書を取っていただきたいと考えています。

委員

補助金の不正使用の関係で、元市議の方は予算を事業の名目に無いものに使っていたのか、あるいは個人のためにお金を支出していたのか、その辺りはお分かりなんでしょうか。

豎森林整備課長

元市議については、7月25日に44冊の帳簿を提出されました。基本的に事業完了の実績報告の内容に絞って確認しました。その中で実績報告に無いところから苗木の購入、本来は自己負担となる弁当代、お茶代といった食料費、そのようなものも入っていました。それ以外に、本来実績報告に記載があれば、バス代などは認められた訳ですが、実績報告の中に入っていませんでした。

そういったものの差額、苗木代などは認めますけれども、他の認められないものを削っていきまして、その差額を返還額としたわけです。個人のためにという話は、トータルなお金について全てを確認できたものではありませんので。

委員

返還額はすべて各団体から返還されているという理解でいいでしょうか。

豎森林整備課長

返還額に加算金を加え、12月12日に支払いが完了しています。

委員長

事業実施場所ですが、ハード事業については、2条森林から5条森林にするとあります。ここで、防風林整備や水軒の森などについて5条森林に入るのか、これらの区分の問題についてどういう対応策される予定ですか。

太田主査

基本的に、5条森林は、山側だけでなく、海側でもある程度まとまりある森林であれば、防風林などでも5条森林となっています。また、水軒の浜のような場所については、人が集まるようなところであって、市や県がな公園的な指定をしていれば、森林公園に類する場所と考え事業実施が可能と考えてございます。

委員長

森林公園と都市公園の境界線がよく分からないところがあるんですが。

太田主査

5条森林はある程度の面積、通常であれば0.3haを越える面積を持った森林ですので、実際都市公園においても、0.3haを越える森林がある場合は認めていきたいと考えています。

<p>■委員長</p>	<p>実質的に同じ物と見なされる事業について1事業として取り扱うということは、要するに200万円が上限ですね。</p>
<p>田中総括課長補佐 ■委員</p>	<p>そうです。</p> <p>里山整備の予防伐採は、ナラ系統等の大径木伐採とのことですが、整備の遅れたシイタケ原木林のような系統も対象になるのか、その時に搬出を伴ってもいいのかということがひとつ。</p> <p>それから緑育関係の方は、教育委員会で県に申請をあげて県が取りまとめで動いていると聞いていますが、市町村の緑育については、どのようなシステムで動いていくのでしょうか。</p>
<p>田中総括課長補佐</p>	<p>里山整備ですが、カシノナガキクイムシの被害対策だけに限定しているものではなく、それに類する事業であれば対象となります。また、この事業ですが、m3当たり3万円で伐採してまとめていくということで、搬出までは考えていません。</p> <p>それから、緑育推進ですが、教育委員会を通じて市町村から森林整備課に事業の申請がなされていますので、市町村から県というような流れになります。</p>
<p>■委員長</p>	<p>緑育の場合、民間の団体など県民が中心になって、主体的、自主的に実施するという事は結構なことだと思いますので、行政だけでなく県民が主体としてやってく、そういうことも認めながら行うということなのか、そうではなく市町村と一体的に取り扱うお考えですか。</p>
<p>田中総括課長補佐</p>	<p>今までの緑育推進は、小学校、中学校を対象に授業の中で実施してきましたが、その中に市町村が公募事業で事業主体として行ってきた森林林業教育を含めるだけですので、一般の団体が植樹体験や木工体験を実施するというのは、公募事業の中で実施できます。</p>
<p>■委員</p>	<p>大人の緑育ということで、子どもと一緒にという場合だけでなく、子どもが無くても山に入って頂くことが大変重要な時があります。緑育に年齢制限とかはないですか。</p>
<p>田中総括課長補佐</p>	<p>ありません。</p>
<p>■委員</p>	<p>今回、公募事業においては、ハード事業を極めて明確に限定しています。ハード事業は、森林整備のみということですが、実際、作業歩道が必要な場合などがあると思います。それができないとなれば、山にどうやって行くんだという話が出てこないかと思いました。必要があれば、自力でつければいいのですが。</p>
<p>増谷農林水産部長</p>	<p>今回の事件は極めて重いということで、議論の中で公募事業ではハード事業を一切認めないという方向になったことがあります。ただし、そ</p>

れでは森林公園のようなところの森林の手入れもできなくなりますので、4つの工種に限定して認めることとしました。そこへの進入路については、公募事業ではなく県が取り組む施策の市町村事業の中に含まれますから、必要であれば市町村と協議の上、市町村事業として実施していただきたいという考えでございます。

また、事業の実施場所については、他事業で実施可能な事業の採択、国の事業や県の事業のメニューに植樹等があれば、採択の有無にかかわらず対象としないということです。森づくり基金活用事業というのは、県民の方々の税金でありますから、ある特定の場所に、しかも国の事業などのメニューにあるにもかかわらずその事業で実施しないところに、10/10という税金を投入するということは説明がつかないということですので改めさせて頂きたいと考えております。

委員長

確認なんです、他の事業の対象になり得るかどうかのチェックについて、残念ながら運営委員にはそれに対する十分なチェック機能がありません。私どもは様々な補助事業について精通しているわけではないので、事前に情報提供を頂かないと。このあたりは、いかがでしょうか。

増谷農林水産部長

国や県などの事業のメニューで実施可能かどうかをチェックするのは我々事務局の責任ですので、我々が責任を持ってやります。

委員

これまで実施した公募の事業の中で、他の事業で実施できると思われるものはどれくらいあったのですか。

増谷農林水産部長

すべてをチェックした訳ではございませんが、いろいろ見てる限りでは他事業でできるようなものは、今回事件になった漁港整備のようなものぐらいしかなかったはずです。

委員

とにかく応募される県民の方は、どのような事業があるのかどんなメニューがあるのかという情報は極めて少ないというのが普通だと思いますので、地元の方の想いを無駄にしないように、よく説明していただくとともにサポートをしてほしいと思いました。

委員

比較的このような公募事業は自由度があって、やりたい団体がその趣旨にあう内容で的確に出来ることが一番良いと思います。このような中でこの事件は大変残念なんですけども、今後事業の進め方ですが、県民の税金でありますので、しっかり指導していただき、良いものであればしっかり基金を使ってやって頂きたいという思いもありますので、その辺りを含めてよい方向になっていけば良いと思います。あまり堅くなりすぎると自由度が無くなってすこし息苦しい印象を持ちましたので、個人の感想です。

増谷農林水産部長

一点だけご理解賜りたいのは、公募事業は10/10ですので、自己負担が0で出来るため、歯止めが掛からない。厳しい制限を掛けないとモラルハザードが起きるということで、あえて今回厳しく改めたこうい



うことです。ただ、委員のご提言も分かりますので、とりあえず事務局としてはこれで実施させていただき、そのうえで使い勝手が悪いなどの話が出てくれば、それは委員会の場でご意見を賜った上で見直していきたいと考えています。

農林水産部長の総括的なご発言がございましたけども、これを踏まえ改善策について基本にご了承頂くということによろしいですか。委員からの意見がありましたように、この事業の根幹の一つはやはり県民の皆様積極的な森づくりへの参画、自主的な取り組みが重要な柱になっておりますので、今回の事件で厳しく改めた中で、県民の自主性とか積極的な参画の阻害とならないような努力をして頂きたい。特に、他の事業等の関連につきまして、応募者の方のいろんな状況を踏まえながら、説明や相談活動など、当局の方で十分努力を頂きたいということで、委員の総括的な意見としたいと思えます。

それでは、第2の議案に入らせていただきます。「平成25年度紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）の実施について」を議題としますご説明よろしくをお願いします。

それでは説明させていただきます。各要綱等については、ただいまの改善点と併せ、別途修正するべき点について修正しています。まとめて公募要領で説明したいと思えます。

まず、第2 対象事業については、公募の対象事業の除外規定として、(7)に森林整備以外のハード事業を含むもの、(8)として、森林・林業体験等含まない木工体験のみのも、(9)として同一年度において参加者・実施場所等勘案し同一事業と見なされる事業が他にあるものを追記しています。

第3 「森をつくる・まもる」事業の採択条件は、5条森林・森林公園・竹林対策などに変更しています。また、事業承認後の事業実施場所の変更はできない旨の記載を追加しています。なお、以下に掲げる効果を目的とするという項目においては、水源涵養機能以外にも森林の公益的な機能は多くありますので、幅広い森林整備を推進するという観点から、その他の公益的機能を追加しています。それから、他の事業で整備した場所において、他事業で同様の事業が出来るのであれば認めないという記載を考えています。続いて協定ですが、スギ・ヒノキの人工林においては、環境林と位置づけて下さい、事業終了後の管理責任者等確認して下さいということを追加してございます。

公募期間ですが、予定としまして平成25年3月上旬をめどに公募を開始したいと考えています。

つづきまして、補助金の支払いのところですが、今までは30%を限度として概算払いを認めてきましたが、自己資金も少ない団体も多いことから、交付申請の時に資金計画を出していただいて、事業するのに必要な額が不足する場合において、必要な額の概算払いが出来るようにしています。ただし、概算払いにおいては、請求書等、支払いが確認出来る書類の添付を求めたいと考えています。

補助限度額につきましては、市町村が補助対象から除外となりました

ので、1団体20万円以上200万円以内という規定のみになります。

賃金につきましてですが、団体構成員では出来ない作業に補助していますが、作業内容を明確にしていくためにも賃金ではなく委託により実施していただきたい、ということで賃金は補助対象外としています。

資材費ですが、植樹本数につきましては、市町村森林整備計画の植樹本数を上限としています。市町村森林整備計画の標準的な植樹本数と言うのは、広葉樹等であればだいたい4,500本が上限となっております。なお、それ以上植える場合は、自己資金で行っていただきたいと考えています。

委託費につきましては、補助の上限額を地拵え、植樹準備として植穴堀付・苗木運搬等、下刈り、獣害防止ネットについて、補助事業の歩掛かりをベースに算定して、上限額としています。

次に、今後のスケジュールですが、3ヶ月程度、例年と比べて遅れている状況です。これにつきまして、できれば公募を3月の下旬から4月の半ば、運営委員会による審査を6月上旬、採択を6月下旬、それくらいで実施出したいと現在考えてございます。

つづきまして、公募事業の審査等ですが、応募内容について意見聴取を必要がある場合実施しています。それ以外の委員からの質問に対しては、県が調査し回答していますが、これでは委員会の場において回答できない場合があるのではないかと考えています。そこで、各団体や事業内容に関する質問については、事前に取りまとめて、各団体に直接確認したいと考えています。具体的には、県が各団体へ確認したい事項に各委員の確認したい事項を加え、各団体に照会します。その結果を各委員に返しますので、それを元に評点をつけていただきたいと思えます。

2点目としまして、これまでは事前審査で、推薦する事業があれば、再評価出来るという記載でありましたが、委員会の中で再評点するのが望ましいと判断される場合は、再評点出来る旨に変更しています。

3点目は、応募事業について整合性があるかないかの判断です。県が整合性がない事業と判断した事業のみ事前審査で委員さんの意見を伺い判断していましたが、不整合の項目に紀の国森づくり事業にふさわしくないものという項目もあり、稀なケースではあると思いますが、委員会において不整合と判断した場合も不整合とできることとしています。

次に意見聴取の方法ですが、市町村分の除外、委員の必要と認めるものみの意見聴取に変更しています。

紀の国森づくり基金の公募事業の変更については、取り決めはありませんでしたが、要領に明記していませんでしたので、明記することとしています。具体的には、団体が事業実施する中で変更が生じた場合、アからキの7項目に該当する場合は、変更の承認が必要と決めたいと考えています。また、その中で特に重要なものについては、紀の国森づくり基金の運営委員会の承認を得なければならないと考えています。委員会の承認が必要な変更とは、紀の国森づくり基金活用事業の森とあそび・まなび、森つくる・まもる、森をいかすの事業区分を新たに追加する場合、補助金交付決定額を増額もしくは、30%以上減額する場合です。ただし、極端な場合は問題がありますが、30%以上の減額は、参加人数が減る

など、目的が変わるものではない場合もありますので、どの程度まで委員会の承認が必要かご審議いただきたいと思います。

それから、変更に係る運営委員会の審議の方法ですが、これまでの変更承認の伺いをベースに考えています。これまでは、承認と承認しないの選択でしたが、これに運営委員会を開催し審議すべきとの項目を追加し、承認もしくは承認しないが過半数ある場合は、委員長と相談のうえ、運営委員会の審議結果とすることができる、そうでない場合は運営委員会を開催するをしたいと思いますと考えています。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

委員長

それでは説明が終わりましたので2番目の議題についてご審議方よろしくお願いたします。

委員

確認なんです、同一年度において、参加者、実施場所及び内容等を勘案し、同一事業と見なされる事業が他にあるものとありますが、いわゆる1箇所4つの団体が分担して実施するのはやめようという意味ですよね。

それから、他の事業で実施できる場所については、この事業の対象としないとのことですが、他事業において整備した場所（予定地含む。）であって、当該他事業において実施する事業と同様の内容が実施できる場所という書き方になっているんですが、これでは他事業の話が持ち上がっている場所と解釈できるので、他事業でもできるかもしれないけど、その話が持ち上がっていないところは対象となってしまう気がするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

太田主査

1番目の質問については、そのような事業については認めていかないということで結構です。

2番目につきましては、他事業で公金を使って整備した場所があれば、その事業で実施できないかどうか確認をすることを考えていますが、予定地につきましては、事務局で把握に努めたいとは思いますが、今現在予定がなければ確認事務が困難であると考えています。

委員

その場所について事業の話が持ち上がったことがなければ、他で使える事業の有無は問わないという意味ですか。それも含めて、県の方で検討すると解釈してたんですが、いかがでしょうか。

佐々木森林・林業局長

今、その場所で工事を実施しているのであれば、その事業内容を事務局で確認すれば、そういうメニューの有無は分かるんですが、予定地となると、現実、一般県民の方がみて県や市町村が何らかの計画しているのかどうかは分からないと思います。そういう可能性のあるような申請の内容であったときは、県事務局の責任において、計画の有無について県の関係部局もしくは市町村に確認する必要があると思います。

委員

市民の方が読むところですから、はっきり分かった方がいいと思いま

す。県のご説明に対する私の理解は、森林を整備したいという案があった場合、この場所の森林の整備については、例えばこの補助事業でも出来るため、ここは森づくりの基金の対象ではありませんよというふうに判断すると思いました。ところが、この書き方では、他事業において5年以内に整備した場所は当然対象外だと思います。また、予定地の理解なんですけども、他の事業の対象となりうる場所という意味なのか、すでにその事業が来年実施することになっているような土地なのかということなんです。今の説明だと、その場所について、そこが何の事業のメニューにもなければ、他の補助事業でも出来るかもしれないけど、そのことは問わないというふうに読み取れるんです。そういう話なんです。

太田主査

確認方法につきましては、そういう予定地というのは基本的にその時点での計画の有無で判断でしたいと思っています。その判断の仕方として、市町村に対しては、意見聴取の際に確認したいと思っています。また、庁内でも関係するようなところがあれば確認したいと考えてございます。ただし、そのような計画がない場所については、今のところ他事業があるから対象外ということまでは考えていません。

委員

先ほどの農林水産部長のご説明とはニュアンスが違うように思えます。一度はっきりさせた方が、申請される市民の方のためだとも思いません。

委員長

もちろん行政は今回の事件の経緯がありますから、きちっと厳格に、事前にチェックしたいとお考えだとは思いますが、やっぱり県民の皆様の自主的な森づくりの参画を阻害するようなことになっては困ります。

縦森林整備課長

この件につきましては、再度確認させていただき、改めて回答したいと思います。

委員長

その方がいいと思います。

委員

紀の国森づくり基金条例で紀の国らしい和歌山らしい新たな事業に使うという条文がありました。そこを厳密に解釈していくと県単独事業であれ国の施策であれ、他の事業でできるものがあれば対象外という厳密な解釈も一方で成り立つし、今、当局が考えているように現段階において計画がなければ計画なしととらえるのかをはっきりさせるかという点に尽きると思います。それを明確にしておかないと、またいろんな問題が引き起こされる可能性があると思うので、文言上も非常に明確に読み取れるように、そしてかつその積極的な県民の参画を阻害しないような、非常に抽象的な言い方で悪いんですけども、そういう配慮をしながら作っていく必要があるのかなという気がしています。

委員長

何か他の委員さんにおいて追加的な質問、ご意見ございませんか。

委員

1点だけ。認められた費用のなかに委託料があります。賃金は無くしましたが、委託料も妥当な価格なのか、妥当な内容なのかというのは、

単に認めるのではなくて、結構注意してチェックすることが必要だと思います。

田中総括課長補佐

地拵え等については、あくまで上限値ということで決めています。実際見積取れば、もっと安くできるかも知れません。バス代なんかも上限値に対して実際はもっと安い額でできているところもありますし、状況を見て、もう一度見積を取り直して下さいということはできますので、その辺は必要に応じて指導していきたいと思います。

委員長

今の話では、あくまでも上限値というだけで、実態を見ながら適正に処理していくと言う事ですので、委託料についてはよろしいですか。それでは、その他の意見をどうぞ。

委員

補助金の支払いの概算払いのところですか。この概算払いというのは、とりあえず今手持ちの資金がないので、先にだいたいの見積で事業費を払ってもらおうという理解なんですけど、その時は領収書などはないと思うのです。それなのに支払額を証明する書類が必要だとありますので、その時まで使用した額については概算払いできるけれども、少し手持ちの資金として使用したい場合は概算払いは無いということですか。

太田主査

概算払いですけども、今までは30%までを見積書等で支出していました。今回からは、90%を上限で認めていこうと考えてございます。ただし、担保が何もないので、出来高払いに近い方たちとしています。実施したものとか発注した物について、支払いのお金がなく、支払いを待っていただけない場合などに対しての支払いを考えています。

基本的には、いくら経費がいつ必要という書類を出していただき、補助金交付決定の時にいつお支払いしますということを明記して交付決定を行いたいと考えてございます。

また、支払い時には、概算払い説明書を付けて請求して下さいということにしています。この時に、領収書・請求書及び契約書などの支出見込額が分かるものの添付をお願いします。また、90%で概算払いを請求回数2回までという取り決めでやっていきたいと思っております。

委員長

その際の確認ですが、概算払いの時期というのは、事業開始からいつ頃の時期に可能になるのでしょうか。

太田主査

物の購入や委託した後などに概算払いをすることを考えていますので、申請者と県で相談の上で決めて、何月にいくら払いますという交付決定を行いたいと思っております。それでも金額と時期が変わってくれば当然変更での対応を求めたいと思っております。

委員

概算払いをする時に請求書は出せると思いますが、添付資料にある領収書は必要ないんじゃないんですかね。

太田主査

領収書というのは、すでに自己資金で払った部分についても補填して

いかないと次に事業が出来ないという可能性がありますので、領収書も含まれると言う事で考えてございます。

■委員長

よろしいですか。

公募について意見が集中していますが、審査等についてはいかがでしょうか。

確認の意味で質問します。応募団体に質問事項を確認しますが、それを委員に返す場合に、質問事項を出した委員のみに返すのですか、それとも全員に返すということですか。

太田主査

県と各委員の事項を集約して全委員さんにお返しします。

■委員

事業の中で、提起というのがあります、この提起は、森とあそぶ・まなぶ、森をつくる・まもる、森をいかす以外と言う事ですが、どのようなイメージと捉えたらよろしいでしょうか。

太田主査

確認させてください。

■委員長

それでは、あとでお願いします。

先ほども説明ありましたが、公募事業の変更等につきまして、補助額の増減等の基準について提案がありますが、意見ありませんか。具体的には「補助金交付決定総額を増額もしくは30%以上増減使用とする場合」の取り扱いについて提案がありましたが、皆様どうでしょうか。

■委員

補助額の減で一つの目安とすれば、県の方から30%以上と提示されていますが、明確ではないのですが普通に考えると30%もしくは25%ぐらいの話の感じはします。50%とかはないだろうとは思いますが。

豎 課長

30%ですが、国庫補助事業の中で重要変更が、現在30%になっています。根拠はそれになります。それ以上になったら、説明していただきたいとの趣旨での30%とご理解頂きたいと思います。

■委員

一つの金額を目安として決めざるを得ないのではと思います。例えば、子供達を相手に普及啓発を実施する時に、人数は半分以下になっても、最低限の事業実施のために必要なバスの手配などの様々な費用を考えたら、3割ぐらいの費用の減になった場合、3割減でも実質効果は半減、これをどのように判断をするのかということまで及ぶので、ここは3割なり2割なりとせざるを得ないという感じはします。

■委員長

それからもう一つ、変更に対する委員会の対応です。今までは、変更を承認するか承認しないかという確認の問い合わせでしたが、その際に、きちんと審議会を開くという方法もあるという事です。過去には、事業変更に対する審議会の対応と言う事で、今まで各委員への持ち回りもありました。しかし、大きな変更になる場合は、持ち回りをやめて審議会を開くようにするなど様々な考え方あると思いますが、それについて委員の皆さんの考え方を聞かせて頂きたいと思います。いかがでしょうか。

委員

10万円未満の変更は、振興局で処理するということですね。減額の場合は、その処理で良いと思います。増額の場合はそれで妥当であると思います。

委員

どの程度のことが起こるか分からないので、決めておいて方が良いという気がするのと、今ガソリン代などが高騰してきて、その結果バス代も上がりましたというようなことが起こるかも知れないですが、とりあえずはこれで良いのかな、大きな額になってくれば運営委員会を開催ということで良いと思います。

委員長

そういうところですかね。  
ほかに何かありますか。

太田主査

先ほどの提起の話ですが、紀の国森づくり基金条例の趣旨に合致する活動等ということになっています。

委員長

第2番目の議案につきまして、他に意見等がございませんでしたら、基本的に了承ということで終えたいと思います。

委員

一言だけよろしいですか。

森をつくり・まもり・管理していくうえで、市町村の役割というのは非常に大事であって、絶対外すことはできないと思っています。と申しますのは森林法に基づき市町村が森林整備計画を策定して、地域内の森林をどのように管理・活用していくという役割をしっかりと担っております。

今回のこの改正は、不正使用があったので反省を踏まえ積極的に改正するのはいいのですが、多くの団体の方々が一生懸命やっているなかで、非常に応募しづらくなったと感じる人がいると思いますので、市町村あるいは県が民間と連携を密にして、ソフト的な活動に参画しやすくなるよう配慮を是非していかねなければならない。難しいとは思いますが、そのあたりの努力をお願いしたいと思います。

委員長

ただ今の御意見は委員に共通する意見だと思しますので、是非よろしくをお願いしたいと思います。

それから、今回の事件について、我々委員についても反省点もありますし、この委員会もより適正な判断が出来るようにしたいという思いもあります。今回の改正点はそういうことも定義されていますが、十分責務を果たせるか不安な面もあるとは思いますが、ただし、県民の税金という貴重な財源を使った事業でありますので、適正かつ公平に審査ができるように、そしてその結果、効率的な森づくりができるように、少しでも委員会としても貢献したいと思っています。改正の中身を見れば、かなり委員の皆様にはご負担・ご苦勞をかけると思いますが、引き続きご支援をお願いしたいと思います。

続きまして3号議案の方に入ってよろしいですか。議題でございます

けども、その他です。ご説明をお願いします。

太田主査

説明します。紀の国森づくり基金運営委員会の議事録についてです。議事録については委員名等一部非公開でホームページに公表していますが、非公開部分の一部について開示すべきではないかという意見がありましたので、ご審議いただきたいと提案させていただきました。今、非開示のものは最初の出席委員名、議事録の中では、発言委員の名前、発言内容では団体名、事業番号、事業名について非開示として黒塗りで公表しています。このような中で、出席委員の名前と発言内容の団体名や事業名、事業番号は公表すべきというようなご意見を頂いております。発言委員の名前は非開示にすべきだとは思いますが、これらを今後、開示していくべきかどうかについてご意見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長

議事録の公開の問題でございますが、今まで公開していなかった部分について、公開をしてはどうかという提案がありました。1つめは、出席委員の名前は公開してはどうか、2つめは発言委員の名前については非開示の方がいいだろう、最後は、議案の対象、審議の対象となっている番号若しくは団体名若しくは事業名でよろしかったですか。

太田主査

今はその3項目について非開示としています。例えば団体名を直接公表するというのが難しいとの話であれば、すべて番号に変換して公表するような方法もあると思いますが、何らかの方法で、団体なり、事業名が分かるものを開示してはどうかということでもあります。

委員長

はい。ご意見よろしくお願いいたします。まず、出席委員についてはいかがでしょう。これはもう問題ないですね。はい。出席委員については公開が可ということで問題なしということで。次、委員の名前は、これは様々なことを勘案して非開示にすべきということでしょうか。いかがでしょう。これは県は他の審査会とか審議会とか委員会とかたくさんあると思っておりますけども、他の委員会とかバランスはどうなっているのですか。他の委員会の現況はどうでしょうか。

太田主査

そのあたりの確認はしてございません。

委員長

県が実施する委員会の議事録の公表について、ばらつきがあったら困ると思っておりますので。

委員

県の他の委員会等の内容からいいますと、発言する委員の名前は伏せる、出席者と中身については明示する、という事務局からのお話のとおりでいいのではないかと思います。

委員長

いかがですか。名前については。

委員

即断はできませんが、一つの議題を審議してそれに対して答申をするという審議会と、このように個々の採択をする審議会では少し性格が違



うように思います。県民の税金を使っている事業ですので、公開性を高めるべきだという議論が強ければそうすべきだと思うし、逆に委員の不利益となる場合があれば問題がありますので、個々の採択に係るような審議会があれば、調べていただきたいと思います。

■委員長

いかがでしょうか。

■ 縦森林整備課長

審議会等について調べてみます。

■委員

この委員会は、団体が申請し、ここで合否を決めてしまいます。また、委員はそれぞれの専門分野を持っていますので、その人が発言した内容はこれを読んでいくと想像がつく場合があります。そうすると、この人がその団体を落としたとなってしまうのか、そういう懸念はどこまでしたら良いのかということです。その心配がないのであれば、皆さんから頂いている税金を使っていることから、基本は公開が必要なのだと思います。

■委員長

他の委員の皆さん、それに関連していかがお考えでしょうか。

■委員

基本的にはそのとおりかなと思います。確かにこの委員会の性格は普通の一般的な答申するという審議会とは違うと思うし、そこは県として他の採択をしているような審議会などとのバランスも揃えた方がいいだろうなと思いますので、それを1つのベースとされたいと思います。

■委員長

基本的にはこの審査会の性格や機能を踏まえて、それに類するような県の委員会などと比較検討しながら対応していくということによろしいですか。

■ 縦森林整備課長

他の委員会の状況をこちらで調べさせていただきます。

■委員長

委員名はいいですが、発言者名の方です。

次は、事業者、応募者が特定出来るデータについてどう扱うかということですが、番号だけでは見た人は分からないですよ。

■ 太田主査

審査後に審査した事業一覧表というのを、採択事業のみですが公表してございます。

■委員

今ここで言っている開示というのはどの範囲での開示のことでしょうか。ホームページへの掲載ですか。

■ 太田主査

ホームページへの掲載です。

■委員

基本的には、委員名にしてもなんにしても公開すべきだと私も考えているんですが、先ほど意見がありましたように、一般的な答申とかあるいは非常に大きな開発案件とかの審議する場と、こういう様々な県民の

皆様が関わるようなものを審議する場の違いはあると感じます。情報開示を請求されて開示するときには、どの範囲まで開示するかはその都度決定するわけですね。そうすると、明らかな形で団体の名前が分かってしまって、その事業内容について批判とかいろいろな意見が出されてるものをそのまま開示するのは、少しどうなのかなという印象もあります。少し工夫の余地があるのでは。そのまま発言を載せるというより、取りまとめのような形にするとかもう少しやり方があるのかなという気がしています。

委員

例えば、県の情報公開の条例の関係の申請があってこの議事録を閲覧したいと言われた場合に、出さないといけません。その時に不要な所を消します。ということは、その段階でどの部分を消すのかは方針として決めるわけですね。情報公開で開示する場合、請求があったらこれは一種の記録として残しているものだから、基本的には出さなければいけない。ただし、いわゆるプライバシー的なところは塗りつぶしますよね。そこには、県の情報公開の立場として、1つの判断が入るようにも思いますが、それが1つのベースという気がします。

委員

各委員の発言については中々それを調整するというのは難しいことなので、それは普通に端的に記録として残す。ただし、発言した委員だけは載せないで、出席者はちゃんと明示されているというのがいいんじゃないでしょうか。類似している公共事業再評価委員会でのホームページにはこのような形で載ってます。委員だけは伏せています。やはり伏せないとその案件についての利害関係とか見た人の影響があるので、それだけは伏せていますが、発言内容については修正するものではないと思います。一度ご確認くださいね。

委員長

応募者についてはどんなお考えですか。

委員

それはそのまま書いたらどうでしょうか。だれの発言かはわからないのであれば、いいんじゃないでしょうか。

委員長

委員さん、なにかございませんか。

委員

私もいろいろ出ていますが、だいたいそんな感じだと思います。ただし、ある委員会である人の発言に対し、集中攻撃というものがありました。そのような場合もありますので、私も委員の発言には賛成です。

委員長

この委員会は、合否を決定するところに関わってきますから、もし発言者が分かったら、そういう危険性は十分あります。委員さんはその点、むしろ応募者の名前が分かることについては、少し控えめにしたほうがいいというお考えですね。

委員

応募者については、採択の結果、どんなことを注意したらいいのかコメントが戻りますので、その当事者の方は分かると思います。ただし、外から見たときに、そこまで団体名を特定することが必要なのだろうか

と少し思いました。委員の発言を加工するようなことは別に考えていないんですけども、団体名まできちんと出す意味はどのようなのかな、自分達はコメントが戻ってくるからわかるんじゃないかなと思いました。

■委員長

そういうことで、すぐにこの場では決定は難しいと思います。先ほどからも意見が出ています類似の委員会等と比較検討をお願いするとともに、対外的にこの委員会できちんと議論してるのかという疑問はあると思いますので、その中身については公開するというのはやぶさかでないのですが、応募者の名前まで出すことには少し問題もあるんじゃないかというご意見もありますので、ペンディングさせて頂きませんか。

■委員

検討をお願いしたいのですが、その視点として例えば紀州材の家の支援の応募者は、公開抽選会ですから応募者はすべて分かります。そういう単純なものであれば公開、国が応募を求めて実施する分はわかることが多いと思います。ただし、民間団体が多くあるとき、そこまで言われたくない、民間の方々がどのくらい思うか、そのあたりのバランスをどのように当局が考えるか、そのような気がします。

■委員長

今のご意見を是非尊重して頂きながら、それまでにいろいろと検討に必要な材料を用意していただき、我々が最終的に判断しやすい案を提示していただくということによろしいですか。

はい。他にございませんか。そうしましたら本日は本当に長時間ありがとうございました。今回、多くの方々に多大の迷惑をかけ、森づくりに関して県民の皆様にご不信感をもたらした大きな事件があった中で、二度とこういうことが起こらないように様々な改善を県の方から提案があったわけですが、これにつきまして慎重に審議をしていただき、本当にありがとうございました。これを踏まえて、より適正にかつ公平にしかも県民の期待に答えるような審査ができるように、各委員の皆様も引き続きご支援、ご努力をお願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。

植本主幹

■委員長 どうもありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたる、ご審議お疲れさまです。本日の審議会の議事内容につきましては、追って、事務局において議事録に取りまとめいたしまして、各委員に発言内容の確認をいただいた後に、議事録署名人の■委員と■委員に署名・捺印をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。本日は、どうも長時間ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

閉 会 16:40